

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和2年3月4日（水）

保護課

目 次

重点事項

第1 生活保護制度について	1
---------------	---

連絡事項

第1 生活保護制度の適正な実施等について	
1 改正生活保護法の着実な施行	13
2 面接時の適切な対応について	13
3 住宅扶助代理納付の活用について	14
4 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について	16
5 一時扶助における家具什器費の見直しについて	17
6 高校生のアルバイト収入の申告漏れについて	18
7 預貯金等の資産保有状況の適切な把握	18
8 学習支援費の実費支給について	19
9 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について	20
10 依存症対策について	21
11 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について	22
12 令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針について	22
13 日本年金機構との情報連携について	23
第2 就労・自立支援の充実について	
1 就労支援事業の実施について	24
2 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援について	31
3 生活保護世帯に対する家計改善支援について	34
4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について	35
第3 無料低額宿泊所の見直し及び日常生活支援住居施設の創設について	
1 無料低額宿泊所の見直しについて	36
2 日常生活支援住居施設の創設について	41
3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にかかる住宅扶助の取扱い	51
4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等における防火安全対策	53
第4 医療扶助の適正化・健康管理支援等について	
1 被保護者健康管理支援事業について	55
2 一般医療保険制度で導入が予定されているオンライン資格確認への対応等について	57
3 診療報酬請求債権の時効について	58
4 頻回受診の適正化について	58
5 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について	59
6 後発医薬品の原則使用について	59
7 「医師の働き方改革」への対応、指定医療機関との関係について	60
8 施術に係る医療扶助の適正な給付について	60
9 通院移送費の適正な給付の徹底について	61

第5 介護扶助について	
1 指定介護機関に係る指定の効力の停止について	62
第6 地方自治体の体制整備等について	63
第7 令和2年度の生活保護基準について	
1 令和2年度の生活扶助基準(第1類・第2類)について	64
2 高等教育の修学支援新制度創設に伴う対応について	64
3 その他の扶助・加算について	64
4 生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響	67
第8 生活保護関係予算について	
1 生活保護費等負担金について	68
2 生活保護関係事業について	69
3 保護施設の運営等について	70
第9 生活保護関係調査等について	
1 令和2年度生活保護関係調査の実施について	77
2 統計法及び提出期限の厳守について	80
3 生活保護業務関係システムの改修について	80
参考資料	
1 生活保護の動向	81
2 生活保護の住宅扶助における代理納付について	85
3 ギャンブル等依存症専門医療機関一覧	85
4 依存症の理解と支援・社会資源	86
5 医療扶助の適正化・健康管理支援に係る参考資料	108
6 医療扶助の動向	110
7 介護扶助の動向	121
8 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移	124

重 点 事 项

生活保護制度について

(1) 現状・課題

- 生活保護受給者数は約207万人。生活保護受給世帯は約164万世帯。良好な雇用状況等を背景に減少傾向。高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いているが、高齢者世帯は増加傾向。高齢者世帯が55%を占めている。生活保護費負担金(事業費ベース)は、3.8兆円(令和元年度当初予算。実績額の約半分は医療扶助)。
- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、生活保護法を改正(平成30年6月8日公布)し、順次施行。
【改正内容】「進学準備給付金」の創設(公布日施行)、後発医薬品の使用原則化(平成30年10月施行)、無料低額宿泊所の規制の強化・「日常生活支援住居施設」の創設(令和2年4月施行)、「被保護者健康管理支援事業」の創設(令和3年1月施行)等

(2) 令和2年度の取組

- 無料低額宿泊所の規制強化等について各自治体の条例が施行されるとともに、日常生活支援住居施設の認定事務を進めた上で、当該施設への日常生活支援の委託を開始する。
- 「被保護者健康管理支援事業」を令和3年1月から実施することとしており、施行に向け、試行事業の実施などの準備を進めていく。
- 更なる就労支援の推進、医療扶助の適正化などに取り組む。

(3) 依頼・連絡事項

- 無料低額宿泊所の最低基準について、**各自治体において制定する条例が円滑に施行されるよう、管内事業者への周知や届出の勧奨に努められたい。**また、日常生活上の支援が必要な生活保護受給者に対しては、適切な住居の確保及び必要な支援が提供されるよう、**日常生活支援住居施設の認定や委託事務の開始に向けて必要な準備を行われたい。**
- **被保護者健康管理支援事業については令和3年1月から必須事業として施行されるので、全ての福祉事務所で確実に実施されるよう、管内自治体に対する指導をお願いしたい。**
- 頻回受診対策等、更なる医療扶助の適正化に向けて、引き続きご協力をお願いしたい。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案(第10次地方分権一括法案)について (厚生労働省関係部分)

令和2年2月

改正の趣旨

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日 閣議決定)に沿って、所要の規定の整備を行う。

改正の概要

1. 生活保護関係

(1) 学校給食費等を徴収・管理する地方公共団体等へ直接支払うことを可能とする(生活保護法)

- 生活保護法による教育扶助(学校給食費等)について、福祉事務所から学校給食費等を徴収・管理する地方公共団体等に対し、直接支払うことを可能とする

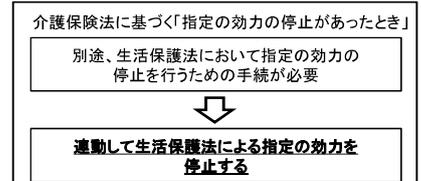
(令和2年10月1日施行)

教育扶助(学校給食費等)の支払い先		
	現行	改正後
地方公共団体	×	○

(2) 介護機関に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する(生活保護法)

- 生活保護法による指定介護機関について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する

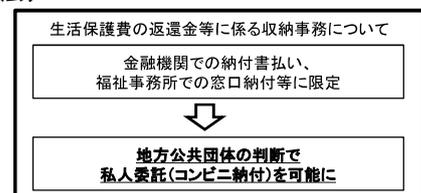
(令和2年10月1日施行)



(3) 生活保護費の返還金等に係る収納事務を私人に委託することを可能とする(生活保護法)

- 生活保護費に係る費用返還義務等に基づき生じる債権の収納の事務について、私人(コンビニ)に委託することを可能とする

(令和2年10月1日施行)



貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

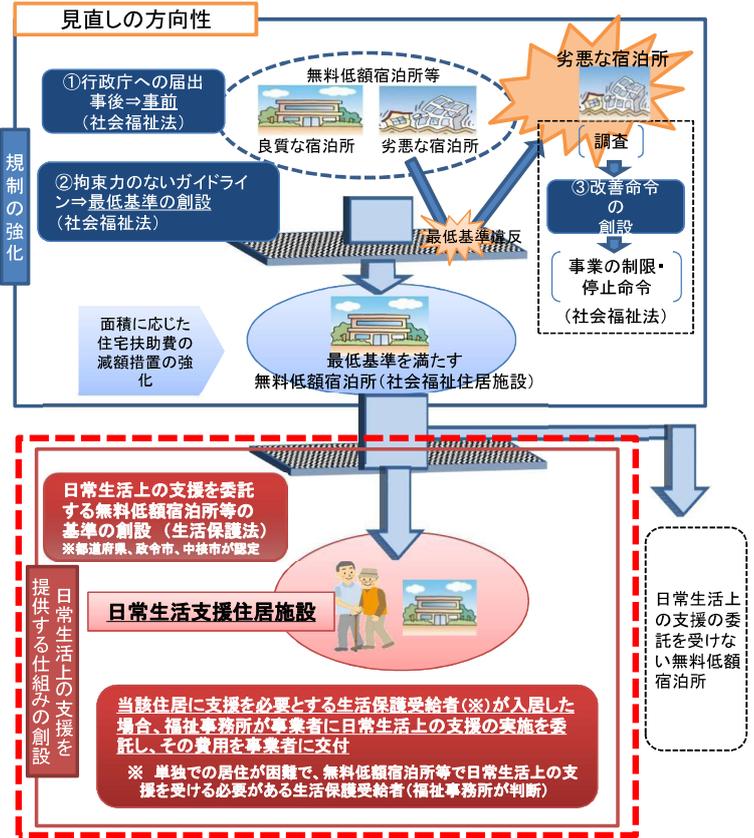
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布済>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費(案)

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月からの委託開始を基本とする



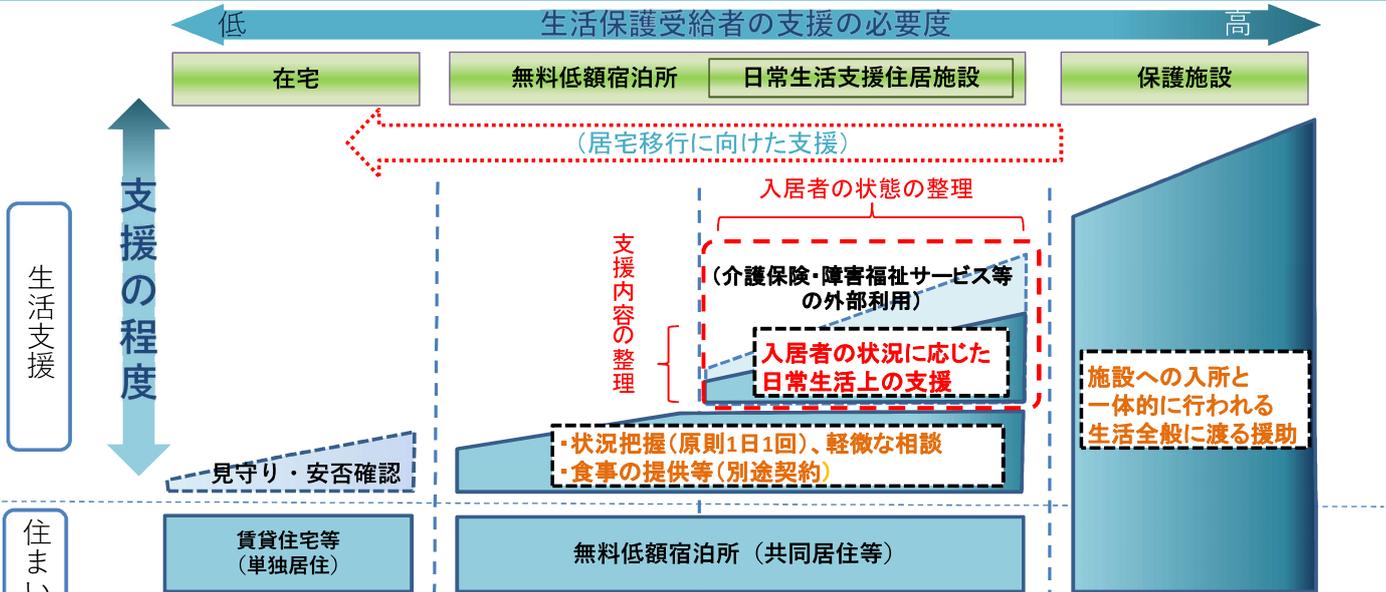
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

- 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)
※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の明確化	・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。
居住環境の整備	・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。 ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。
防火・防災対策	・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。 ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。
利用手続き・利用料金の適正化	・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。 ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。 ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。 ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。
長期入居の防止・居宅生活移行	・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。 ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。 ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。(※令和4年4月施行)

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけの整理

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- それら生活上の支援については、認知症や障害者のグループホームや有料老人ホーム等のほか、一般の住宅に住みながら利用可能な福祉サービス等を活用を図るなど、様々な形態によって提供されている。
- 日常生活支援住居施設については、利用可能な福祉サービスを活用しても自宅では日常生活を営むことが困難であるが、社会福祉施設等に入所の対象とはならない者が、必要な支援を受けながら生活を送る場の一つの形態として位置づけられる。
- 日常生活支援住居施設は、入居者に対して、可能な限り自宅における生活への復帰を念頭におきつつ、施設内での安定的な生活を維持することも含め、本人の有する能力に応じた自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うものとする。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（案）の概要

- 日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所であって「被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものとされている。(生活保護法第30条ただし書き)
- 上記の認定要件を定めるとともに、日常生活支援住居施設に係る人員、設備及び運営に関する基準等を厚生労働省令で定める。
※ 現在、当該省令案について、パブリックコメント実施中(2月7日～3月7日)

日常生活支援住居施設の認定要件

- 日常生活支援住居施設は次のいずれの要件にも該当すること。
 - ・施設の経営者が、自治体又は法人であること。
 - ・無料低額宿泊所であって、経営者が社会福祉事業の経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。
 - ・日常生活支援住居施設の人員、設備及び運営に関する基準に従って、将来にわたり適正な事業を運営することができること。
 - ・経営者が日常生活支援住居施設の認定の取り消し又は社会福祉事業の経営の停止を命ずる処分を受けてから5年を経過していないものであること。
- ※ 都道府県知事は、地域における要保護者の分布状況その他の状況からみて、日常生活支援住居施設の認定が必要でないとする場合は認定しないことができる。

日常生活支援住居施設の位置づけ(入所対象者及び支援の内容)

- 【対象者】** ・保護の実施機関が、本人の心身の状況、生活歴、生活上の課題、活用可能な社会資源や家族等との関係などを踏まえて、日常生活支援住居施設で支援を行うことが必要と総合的に判断する者
- 【支援内容】** ・入所者の生活課題に関する相談、必要に応じた食事等の便宜の供与するとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、健康管理の支援、金銭の管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との調整を行う

日常生活支援住居施設の人員、設備及び運営に関する基準

人員基準

- ・入所者に対して日常生活上の支援を行う「生活支援員」を、常勤換算方法で入所定員15人に対して1名配置する。
- ・生活支援員のうち1名は、「生活支援提供責任者」とする。
- ・生活支援提供責任者は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者とする。
- ・生活支援提供責任者は、常勤専従職員として、入所定員が30人を超える毎に1名追加で配置しなければならない。

運営基準

- ・日常生活支援住居施設は、入所者の状況、希望する生活や課題等を把握(アセスメント)した上で、支援の方針や支援目標等を記載した個別支援計画を策定し、当該支援計画に基づき、適切な支援を行うこととする。
- ・個別支援計画は、実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上見直しを行う。
- ・日常生活支援住居施設の基準は、当該省令に規定する基準のほか、無料低額宿泊所の基準の例による。

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の交付について(案)

日常生活支援住居施設の支援対象者及び支援内容

【支援対象者】

- 生活能力等に課題があるために居宅では日常生活を営むことが困難であるが、心身の状況等から**社会福祉施設の入所対象にはならないと福祉事務所が判断した者**

【支援内容】

- 個々人の生活上の課題に応じた**個別支援計画**を策定し、当該計画に基づいて、**家事等の支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理支援、生活課題に関する相談支援、関係機関との調整などの支援**を行う

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費の設定

- 日常生活支援住居施設は、**利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)の配置**を要件とし、当該体制を整備した上で、入居者に日常生活支援を行う場合に、支援に要する委託事務費を交付する。
- より手厚い支援が必要な入居者に対して適切な支援を行うために**職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置**を行う。(その他、各地域の件費水準の差に応じた**地域別の単価**、施設の定員規模に応じた**規模別単価**を設定)
- 委託事務費の交付にあわせて、居室面積が狭隘な施設について住宅扶助上限額の減額措置、施設が入居者から受領する利用料(基本サービス費)について上限額を設定する。

<委託事務費単価(案)>

○入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円

→ このほか、要支援・要介護者、障害者、精神疾患患者、刑余者等を一定数以上受け入れている場合であって、職員配置について、常勤換算で、10:1、7.5:1、5:1以上で配置している施設及び宿直職員を配置している施設については、加算措置を講じる。

※ 入居者から受領する利用料(基本サービス費)の金額は、月7,000円を上限とする。

制度施行(委託事務費の交付等)スケジュール

- 施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月から委託を開始する。

※ 居室面積が狭隘な施設への住宅扶助の面積減額措置について、委託事務費の交付開始時期とあわせて開始する。

居宅生活移行総合支援事業の実施 — 無料低額宿泊所等からの居宅移行支援

【令和2年度予算(案)】 600,000千円

実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体(補助率：3/4)

要求要旨

- 従前より、無料低額宿泊所の入居者等に対する居宅生活への移行支援として、入居者等へ日常生活における自立支援・就労支援を行う「居宅生活移行支援事業」を実施しており、また居住先の確保が困難な者について、家賃の代理納付の推進や不動産業者への同行など居宅の確保支援を行う「居住の安定確保支援事業」を実施してきたところである。
- 今般、令和2年4月より無料低額宿泊所の最低基準を制定し、日常生活支援住居施設への委託制度が創設されることを踏まえ、これら2事業を再編して、一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設する。

事業概要

- 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援(支援期間6か月~最長1年間)
 - 居宅移行に向けた相談支援
 - 転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言
- 居宅生活移行後の地域生活定着支援
 - 安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等(支援期間：原則1年間)
 - 巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等
- その他、居宅移行支援のための環境整備
 - 不動産事業者への働きかけ等
 - 家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等
 - 関係機関との連携・体制構築
 - 居宅支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

生活保護受給者等の居住の場と支援内容(概念図)



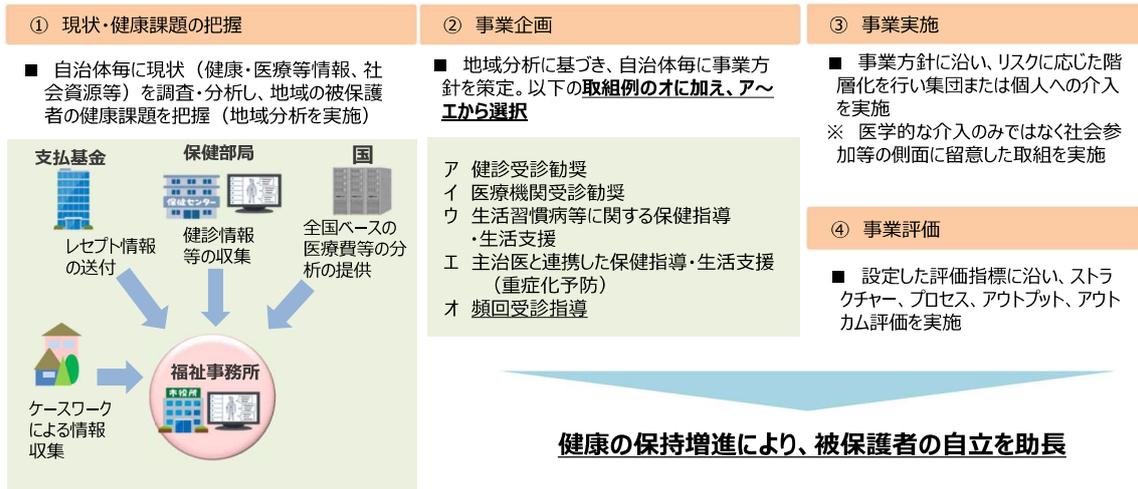
生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

【令和2年度予算(案)】 975,000千円 (令和3年1月～3月実施事業)
 実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
 負担率：3/4

事業概要

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **「被保護者健康管理支援事業」を令和3(2021)年1月から必須事業として全福祉事務所で実施**することとしており、施行に向けて試行事業の実施などの準備を進めていくとともに、法施行後、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。

被保護者健康管理支援事業の流れ

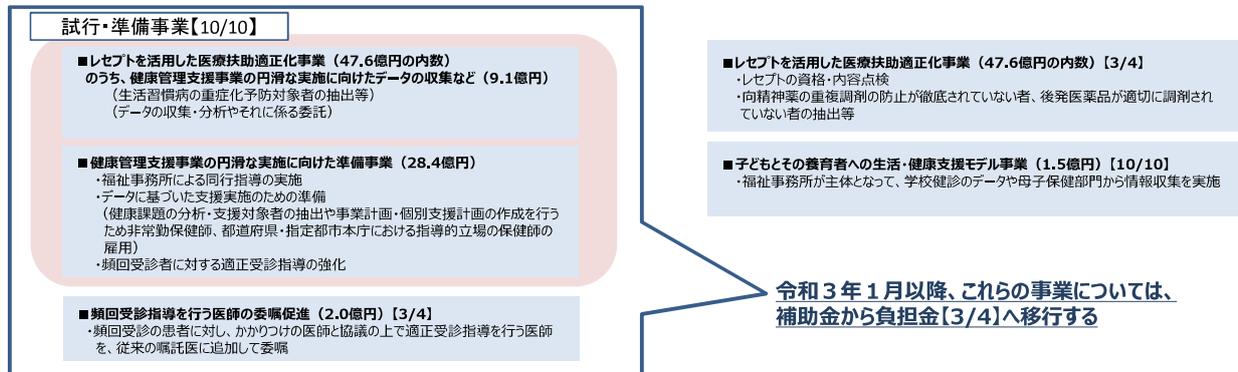


被保護者健康管理支援事業の創設について

既存予算の再編

- 「被保護者健康管理支援事業」の所要額として、満年度で39億円、令和2年度予算ベースで9.75億円を負担金に計上する。
- 既存予算のうち、
 - ・レセプトを活用した医療扶助適正化事業のうち、健康管理支援事業の試行分(9.1億円)
 - ・健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業(28.4億円)
 - ・頻回受診指導を行う医師の委嘱促進(2億円)
 を統合して負担金に計上。
- 一方、子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業(1.5億円)は、必須事業のメニューとして位置付けないため、統合しない。

【参考】令和元年度予算事業における関連メニュー

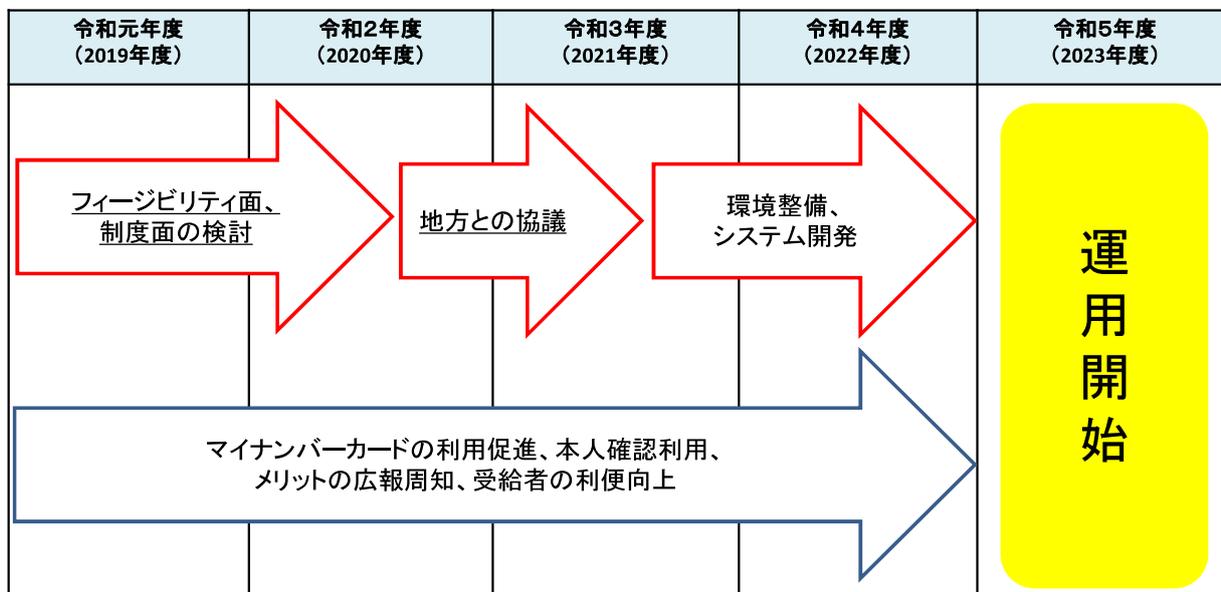


令和2年度予算案

- (目)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ← 令和3年1月～3月実施事業分
 (目細)被保護者健康管理支援事業費・・・ **9.75億円**
- (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ← 令和2年4月～12月実施事業分
 (目細)生活保護適正化等事業費
 ・「被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備及びデータの収集等」・・・ **29.25億円** (=39億円×9箇月/12箇月)

医療扶助におけるオンライン資格確認導入に向けたスケジュール

- 社会全体のデジタル化に向け、令和元年12月20日に「新デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、医療扶助における医療券・調剤券についても、個人番号カードを利用したオンライン資格確認への対応が必要。
- 令和5年度(2023年度)の本格運用に向けて、下記のスケジュールの通り、準備を進めていく予定としている。
- まずは、医療扶助における個人番号カードの利用、オンライン資格確認、また、それも踏まえた今後の医療券の運用の在り方について議論を行う場として、令和2年3月から、自治体関係者・有識者を参集して検討会を開催する。



頻回受診の適正化について

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めたる者

※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応

頻回受診の可能性のある者の把握	毎月レセプトを確認し、頻回受診者にかかる台帳を作成
↓	
主治医訪問・嘱託医協議	主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断
↓	
指導の実施	頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施
↓	
改善状況の確認	指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認。 改善されていない場合には、引き続き指導を実施

【頻回受診の改善の状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A) <small>※平成29年度までは旧定義(15日以上以上の月が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在</small>	15,462人	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人
適正受診指導対象者数(B)	3,809人	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,749人	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人
改善者数割合(C/A)	45.92%	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%

令和2年度以降の取組

- 令和元年度に引き続き、令和2年度予算に以下の事業を計上
 - 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等)→健康管理支援事業の準備事業
 - 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
 - レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを可能に

2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額①(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の基準額 (2018年9月以前) (A)	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)			見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)				B/A	C/A
			対前年増減率	基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等助案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等助案					
				対①増減率	対②増減率	対前年増減率	対①増減率	対②増減率	対③増減率	対④増減率					
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	14.8万円	14.7万円	-0.8%	14.6万円	-0.8%	14.8万円	0.6%	14.5万円	-0.8%	14.7万円	-0.8%	-2.4%	-1.1%	
	2級地の1	13.5万円	13.5万円	0.1%	13.5万円	0.1%	13.7万円	1.5%	13.5万円	0.1%	13.7万円	0.1%	0.2%	1.6%	
	3級地の2	12.0万円	12.2万円	1.7%	12.4万円	1.6%	12.6万円	3.1%	12.6万円	1.6%	12.8万円	1.6%	5.0%	6.5%	
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	18.5万円	18.2万円	-1.7%	17.9万円	-1.7%	18.2万円	-0.3%	17.6万円	-1.7%	17.8万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%	
	2級地の1	16.9万円	16.6万円	-1.7%	16.3万円	-1.7%	16.5万円	-0.3%	16.0万円	-1.7%	16.2万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%	
	3級地の2	14.4万円	14.3万円	-1.2%	14.1万円	-1.2%	14.3万円	0.2%	13.9万円	-1.2%	14.1万円	-1.2%	-3.6%	-2.2%	
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	11.5万円	11.7万円	1.6%	11.8万円	1.6%	12.0万円	3.0%	12.0万円	1.6%	12.2万円	1.6%	4.9%	6.4%	
	2級地の1	10.4万円	10.7万円	2.9%	11.0万円	2.8%	11.1万円	4.2%	11.3万円	2.7%	11.4万円	2.7%	8.6%	10.1%	
	3級地の2	9.3万円	9.7万円	4.4%	10.1万円	4.3%	10.2万円	5.7%	10.5万円	4.1%	10.7万円	4.1%	13.4%	15.0%	
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	15.5万円	15.3万円	-1.4%	15.1万円	-1.5%	15.3万円	-0.1%	14.9万円	-1.5%	15.1万円	-1.5%	-4.3%	-3.0%	
	2級地の1	14.1万円	14.0万円	-1.2%	13.8万円	-1.2%	14.0万円	0.2%	13.6万円	-1.2%	13.8万円	-1.2%	-3.6%	-2.3%	
	3級地の2	12.4万円	12.5万円	0.7%	12.6万円	0.7%	12.8万円	2.1%	12.7万円	0.7%	12.8万円	0.7%	2.1%	3.6%	
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	16.3万円	16.0万円	-1.5%	15.8万円	-1.5%	16.0万円	-0.1%	15.6万円	-1.5%	15.8万円	-1.5%	-4.4%	-3.0%	
	2級地の1	14.8万円	14.6万円	-1.7%	14.3万円	-1.7%	14.5万円	-0.3%	14.1万円	-1.7%	14.3万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%	
	3級地の2	12.7万円	12.7万円	0.2%	12.8万円	0.2%	12.9万円	1.6%	12.8万円	0.2%	13.0万円	0.2%	0.5%	1.9%	

<消費動向等助案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額②(案)

生活扶助基準本体 + 児童養育加算 + 母子加算

世帯類型	級地	見直し前の基準額 (2018年9月以前) (A)	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)			見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)				B/A	C/A
			対前年増減率	基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等助案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等助案					
				対①増減率	対②増減率	対前年増減率	対①増減率	対②増減率	対③増減率	対④増減率					
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地の1	15.8万円	15.7万円	-0.8%	15.6万円	-0.8%	15.8万円	0.7%	15.5万円	-0.8%	15.7万円	-0.8%	-2.3%	-0.9%	
	2級地の1	14.5万円	14.5万円	0.1%	14.5万円	0.1%	14.7万円	1.5%	14.5万円	0.1%	14.7万円	0.1%	0.2%	1.6%	
	3級地の2	13.0万円	13.2万円	1.5%	13.4万円	1.5%	13.6万円	3.0%	13.6万円	1.5%	13.8万円	1.5%	4.6%	6.1%	
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 中学生と小学生)	1級地の1	20.5万円	20.2万円	-1.5%	19.9万円	-1.5%	20.2万円	-0.1%	19.6万円	-1.6%	19.9万円	-1.5%	-4.5%	-3.1%	
	2級地の1	18.9万円	18.6万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	18.6万円	-0.1%	18.0万円	-1.5%	18.3万円	-1.5%	-4.5%	-3.1%	
	3級地の2	16.4万円	16.3万円	-1.0%	16.1万円	-1.1%	16.3万円	0.4%	15.9万円	-1.1%	16.1万円	-1.1%	-3.1%	-1.7%	
母子世帯 (子1人) (30代親、 小学生)	1級地の1	14.7万円	14.8万円	0.3%	14.8万円	0.3%	15.1万円	1.8%	14.9万円	0.3%	15.1万円	0.3%	0.9%	2.4%	
	2級地の1	13.5万円	13.6万円	1.2%	13.8万円	1.1%	14.0万円	2.7%	14.0万円	1.1%	14.2万円	1.1%	3.5%	5.1%	
	3級地の2	12.2万円	12.5万円	2.4%	12.8万円	2.3%	13.0万円	3.9%	13.1万円	2.2%	13.3万円	2.1%	7.0%	8.6%	
母子世帯 (子2人) (40代親、 中学生と小学生)	1級地の1	20.0万円	19.7万円	-1.3%	19.4万円	-1.4%	19.7万円	0.1%	19.2万円	-1.5%	19.5万円	-1.5%	-4.1%	-2.6%	
	2級地の1	18.4万円	18.2万円	-1.2%	18.0万円	-1.2%	18.3万円	0.3%	17.7万円	-1.3%	18.0万円	-1.3%	-3.6%	-2.1%	
	3級地の2	16.5万円	16.6万円	0.3%	16.6万円	0.2%	16.9万円	1.8%	16.6万円	0.2%	16.9万円	0.2%	0.8%	2.3%	
母子世帯 (子2人) (40代親、 高校生と中学生)	1級地の1	19.7万円	20.5万円	3.7%	20.2万円	-1.4%	20.5万円	0.1%	19.9万円	-1.5%	20.2万円	-1.5%	0.7%	2.3%	
	2級地の1	18.1万円	18.8万円	3.9%	18.5万円	-1.6%	18.8万円	0.0%	18.2万円	-1.7%	18.5万円	-1.7%	0.6%	2.1%	
	3級地の2	15.8万円	16.8万円	6.2%	16.8万円	-0.2%	17.1万円	1.4%	16.8万円	-0.2%	17.0万円	-0.2%	5.8%	7.5%	

<消費動向等助案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%、児童養育加算及び母子加算は+1.9%】

2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額③(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の基準額 (2018年9月以前) (A)	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)				B/A	C/A
			対前年増減率	基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等助案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等助案				
				対①増減率	対②増減率	対前年増減率	対前年増減率	対③増減率	対④増減率	対前年増減率	対前年増減率			
若年単身世帯 (50代)	1級地の1	8.0万円	7.9万円	-1.7%	7.8万円	-1.7%	7.9万円	-0.3%	7.6万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	-5.0%	-3.6%
	2級地の1	7.2万円	7.2万円	-0.9%	7.1万円	-0.9%	7.2万円	0.5%	7.0万円	-0.9%	7.1万円	-0.9%	-2.7%	-1.4%
	3級地の2	6.5万円	6.5万円	0.6%	6.6万円	0.6%	6.7万円	2.1%	6.6万円	0.6%	6.7万円	0.6%	1.9%	3.3%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地の1	12.0万円	12.0万円	0.5%	12.1万円	0.5%	12.3万円	2.0%	12.2万円	0.5%	12.3万円	0.5%	1.6%	3.0%
	2級地の1	10.8万円	11.0万円	1.7%	11.2万円	1.7%	11.4万円	3.1%	11.4万円	1.7%	11.5万円	1.7%	5.1%	6.6%
	3級地の2	9.7万円	10.0万円	3.2%	10.3万円	3.1%	10.5万円	4.6%	10.6万円	3.0%	10.8万円	3.0%	9.7%	11.3%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地の1	8.0万円	7.8万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	7.8万円	-0.3%	7.6万円	-1.7%	7.7万円	-1.7%	-5.0%	-3.6%
	2級地の1	7.2万円	7.1万円	-1.6%	7.0万円	-1.7%	7.1万円	-0.3%	6.9万円	-1.7%	7.0万円	-1.7%	-4.9%	-3.6%
	3級地の2	6.4万円	6.4万円	-0.1%	6.4万円	-0.1%	6.5万円	1.3%	6.4万円	-0.1%	6.5万円	-0.1%	-0.3%	1.1%
高齢単身世帯 (70歳)	1級地の1	7.5万円	7.4万円	-0.6%	7.4万円	-0.6%	7.5万円	0.8%	7.3万円	-0.7%	7.4万円	-0.7%	-1.9%	-0.5%
	2級地の1	6.7万円	6.8万円	0.5%	6.8万円	0.5%	6.9万円	2.0%	6.9万円	0.5%	7.0万円	0.5%	1.6%	3.1%
	3級地の2	6.0万円	6.2万円	2.2%	6.3万円	2.2%	6.4万円	3.6%	6.4万円	2.1%	6.5万円	2.1%	6.6%	8.1%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地の1	7.5万円	7.3万円	-1.7%	7.2万円	-1.7%	7.3万円	-0.3%	7.1万円	-1.7%	7.2万円	-1.7%	-5.0%	-3.7%
	2級地の1	6.7万円	6.6万円	-1.4%	6.6万円	-1.5%	6.6万円	-0.1%	6.5万円	-1.5%	6.5万円	-1.5%	-4.3%	-2.9%
	3級地の2	6.0万円	6.0万円	0.2%	6.1万円	0.2%	6.1万円	1.6%	6.1万円	0.2%	6.2万円	0.2%	0.6%	2.1%

<消費動向等助案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

2020年10月における世帯類型別の生活扶助基準額④(案)

生活扶助基準本体(第1類費・第2類費)のみ

世帯類型	級地	見直し前の基準額 (2018年9月以前) (A)	見直し1年目の基準額① (2018年10月～19年9月)		見直し2年目の基準額 (2019年10月～20年9月)				見直し3年目の基準額(案) (2020年10月～21年9月)				B/A	C/A
			対前年増減率	基準見直しの影響のみ②		②+消費動向等助案		基準見直しの影響のみ③		③+消費動向等助案				
				対①増減率	対②増減率	対前年増減率	対前年増減率	対③増減率	対④増減率	対前年増減率	対前年増減率			
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地の1	11.9万円	11.9万円	-0.3%	11.9万円	-0.3%	12.0万円	1.1%	11.8万円	-0.3%	12.0万円	-0.3%	-0.8%	0.6%
	2級地の1	10.8万円	10.9万円	0.9%	11.0万円	0.9%	11.1万円	2.3%	11.1万円	0.9%	11.2万円	0.9%	2.7%	4.1%
	3級地の2	9.6万円	9.9万円	2.4%	10.1万円	2.4%	10.2万円	3.8%	10.3万円	2.3%	10.5万円	2.3%	7.3%	8.8%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地の1	11.0万円	11.0万円	0.2%	11.1万円	0.2%	11.2万円	1.6%	11.1万円	0.2%	11.2万円	0.2%	0.7%	2.1%
	2級地の1	9.9万円	10.1万円	1.4%	10.2万円	1.4%	10.4万円	2.9%	10.4万円	1.4%	10.5万円	1.4%	4.3%	5.8%
	3級地の2	8.9万円	9.2万円	3.1%	9.4万円	3.0%	9.6万円	4.4%	9.7万円	2.9%	9.9万円	2.9%	9.3%	10.8%

<消費動向等助案>

○ 2019年10月の消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案した2019年10月の基準改定分【生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%】

今回の生活保護基準の見直しの概要(平成30年10月から3段階施行)

<生活保護基準の検証方針>

- 生活保護基準については、5年に一度の定期的な検証として、社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、**専門的・科学的見地から検証。**
- 生活保護基準の改定については、昭和59年以降、一般国民の消費実態との均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を採用。
- 今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯としてどのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証を実施。

<生活扶助基準の検証結果>

- **生活扶助基準の水準の妥当性の検証(高さ比べ)**
夫婦子一人世帯をモデル世帯として、年収階級第1・十分位の一般世帯の平均生活扶助相当支出額と、現行の生活扶助基準額を比較 → **概ね均衡**
- **年齢、世帯人員、居住地域別にみた消費実態の検証**
年齢・世帯人員・居住地域(級地)別に、消費実態と現行基準額とを比較
→ **3要素のバランスに消費実態との乖離(ゆがみ)が確認されたため、是正(増減額)**

<有子世帯における加算措置の見直し>

- 児童養育加算や母子加算については、費用の必要性や設定根拠が不明確であるという指摘があったが、今般、**有子世帯における「子どもの健全育成に必要な費用」や母子世帯の「かかり増し費用」の根拠を明確化して、支給することにした。**また、**児童養育加算の対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。**

児童養育加算 現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒ **見直し後:月1万円／高校生まで**
母子加算 現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒ **見直し後:平均月1.7万円**

<検証結果の反映>

- それぞれの消費水準にあわせて生活保護基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘。
- このため、政府予算案においては、減額する場合の幅は**5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施**とするなど、激変緩和措置を講じている。

令和2年10月の生活扶助基準額表(案)

- 令和2年10月の生活扶助基準額本体については、平成30年10月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し(施行3年目)を行う。

(月額・円)

年齢	基準額①(旧基準)						基準額②(新基準)					
	1級地-1		1級地-2		2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	0~2	21,820	20,830	19,850	18,860	17,890	16,910	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340
3~5	27,490	26,260	25,030	23,780	22,560	21,310	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940
6~11	35,550	33,950	32,350	30,750	29,160	27,550	45,640	44,320	42,140	42,140	39,220	37,780
12~17	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	47,750	46,350	44,070	44,070	41,030	39,520
18~19	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
20~40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
41~59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
60~64	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
65~69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
70~74	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
75~	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	40,920	39,730	37,780	37,780	35,160	33,870

人員	減減率①(旧基準)						減減率②(新基準)					
	1級地-1		1級地-2		2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	

人員	基準額①(旧基準)						基準額②(新基準)					
	1級地-1		1級地-2		2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	1人	45,320	43,280	41,240	39,210	37,160	35,130	28,890	27,690	27,690	27,690	27,690
2人	50,160	47,910	45,640	43,390	41,130	38,870	42,420	40,660	40,660	40,660	40,660	
3人	55,610	53,110	50,600	48,110	45,600	43,100	47,060	45,110	45,110	45,110	45,110	
4人	57,560	54,970	52,390	49,780	47,200	44,610	49,080	47,040	47,040	47,040	47,040	
5人	58,010	55,430	52,800	50,210	47,570	44,990	49,110	47,070	47,070	47,070	47,070	

【令和2年10月以降の基準額計算式】

(「基準額①×0.855」又は「基準額②」のいずれか高い方) + 経過的加算

令和2年10月の生活扶助本体に係る経過的加算①(案)

○ 令和2年10月の生活扶助本体に係る経過的加算については、改定を行わない。

※ 生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

(計算例)68歳1人、45歳1人、高校生(17歳)1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額
→ 「65～69歳」2,280円+「41～59歳」1,070円+「12～17歳」0円=3,350円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	740	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	930	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,660	1,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,090	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	4,530	3,550	1,110	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	2,370	2,350	1,920	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	1,070	540	0	0	0	0	0	0	0	490	840	190
60～64歳	940	460	0	0	0	0	770	840	430	1,100	840	0
65～69歳	2,280	1,720	570	0	0	0	770	840	430	1,440	1,670	1,010
70～74歳	0	0	0	0	0	0	150	110	0	0	0	0
75歳以上	1,270	790	0	0	0	0	150	110	0	570	740	120

令和2年10月の生活扶助本体に係る経過的加算②(案)

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	4,290	4,140	3,690	0	0	0	4,000	3,910	3,000	0	0	0
3～5歳	2,200	2,140	1,770	0	0	0	1,890	1,880	1,330	480	110	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	600	420	0	0	0	0	280	380
60～64歳	570	630	280	1,190	1,400	410	160	220	0	790	1,010	320
65～69歳	570	630	280	1,190	1,420	1,250	160	220	0	790	1,020	1,120
70～74歳	110	0	0	410	180	0	0	0	0	110	520	0
75歳以上	110	0	0	420	890	430	0	0	0	110	550	260

	7人世帯						8人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	2,840	2,670	1,500	3,550	3,550	1,390	2,060	1,870	980	2,580	3,260	3,320
3～5歳	1,070	1,130	610	1,740	1,840	2,050	700	710	380	1,150	1,500	1,710
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	240	480	830	0	0	0	0	110	400
65～69歳	0	0	0	240	480	830	0	0	0	0	110	400
70～74歳	0	0	0	0	110	110	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	110	110	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	1,660	1,700	890	1,960	2,360	3,120	1,630	1,550	840	1,890	2,320	3,040
3～5歳	610	360	110	600	950	1,440	450	370	0	520	880	1,380
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和2年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直し(案)

○ 令和2年10月の児童養育加算及び母子加算については、平成30年10月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し(施行3年目)を行う。

児童養育加算

(月額・円)

加算対象者	18歳までの子ども	児童に係る経過的加算
加算額	10,190	4,330

※ 以下の世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

- ① 4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯
- ② 3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯
(当該児童に居宅以外基準生活費が算定される場合に限る)
- ③ 第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯

母子加算

(月額・円)

加算対象者	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額
加算額	1級地	18,800	4,800
	2級地	17,400	4,400
	3級地	16,100	4,100

※ 現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する。

母子加算に係る経過的加算

- ① 3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※1)が1人のみいる世帯の加算額
(例:三世帯同居の世帯や子2人のうち長子が高校を卒業した3人世帯など)

○ 3人世帯

(月額・円)

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0~5歳	3,330	3,330	0	0	0	0
6~11歳	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12~14歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15~17歳	0	0	0	0	0	0
18~19歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0

○ 4人世帯

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0~2歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	0
3~14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15~17歳	0	0	0	0	0	0
18~19歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

○ 5人世帯以上

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0~14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15~17歳	0	0	0	0	0	0
18~19歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

- ② 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※1)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合の加算額

(月額・円)

母子加算の対象となる者が入院・入所(※2)中である場合の人数	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1人	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
2人	280	280	460	460	350	350

- ※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。
- ※2 医療型障害児入所施設に限る。

高等教育の修学支援新制度について (実施時期: 令和2年4月1日/通常国会で法成立: 令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

* 政省令: 令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
 (令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象)
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
 給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

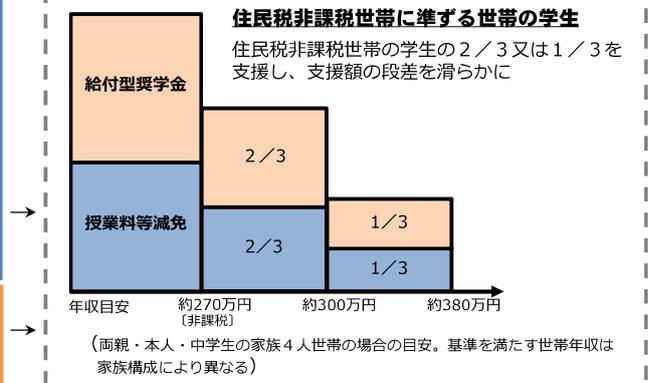
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

生活保護関係の令和2年度予算案

- 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

生活保護費負担金

令和2年度予算(案) 2兆8,219億円 (対前年度当初予算額 ▲ 289億円)

内訳	生活扶助等	1兆2,943億円	(対前年度当初予算額 ▲ 471億円)
	医療扶助	1兆4,504億円	(対前年度当初予算額 177億円)
	介護扶助	771億円	(対前年度当初予算額 5億円)

令和2年度生活保護関係負担金・補助金等の新規事業

- ①日常生活支援住居施設の創設(委託事務費) 13.4億円
改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設することとし、支援の実施に必要な経費を負担する。
- ②被保護者健康管理支援事業の円滑な実施 9.8億円
改正生活保護法に基づき、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が必須事業化されることから、円滑に実施するために必要な経費を負担する。
- ③居宅生活移行総合支援事業の実施 6.0億円
一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制の構築を図る。
- ④生活保護受給者の健康状態、医療費の調査・分析経費 0.1億円
被保護者健康管理支援事業の施行に当たって、厚生労働省において、医療費等レセプトと健診等データを用いた生活保護受給者の健康状態や医療費の調査・分析を行い、福祉事務所における被保護者健康管理支援事業の効率的・効果的な実施の促進を図る。

(参考) 令和元年度補正予算案 生活保護関係補助金

- 日常生活支援住居施設の創設に伴う生活保護業務関係システムの改修 4.7億円
生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、令和2年4月の改正生活保護法の施行により、日常生活支援住居施設を創設することに伴い、委託事務費の計算等に係る機能追加を行う上で必要となる自治体の「生活保護事務処理システム」を改修費用の補助等を行う。

連 絡 事 項

第1 生活保護制度の適正な実施等について

1 改正生活保護法の着実な施行

平成30年通常国会において、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立し、同年6月8日に公布された。引き続き、改正生活保護法の着実な施行に向けた協力をお願いしたい。

今後、施行を予定している事項は以下のとおり。

（令和2年4月1日）

- ・無料低額宿泊所の規制強化（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の2等）
- ・単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活支援を提供する仕組みの創設（生活保護法第30条第1項ただし書き）

（令和3年1月1日）

- ・被保護者健康管理支援事業の創設（生活保護法第55条の8）
- ・被保護者健康管理支援事業の実施に資するための国による調査分析等（生活保護法第55条の9）

2 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された改正生活保護法において申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保

護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないで申請を受け付けないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底されたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であるから、福祉事務所において適切な対応がなされるよう、引き続き周知徹底願いたい。

3 住宅扶助の代理納付の活用について

住宅確保要配慮者については、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっている。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっている。このような背景から、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（被保護入居者に係る特例関係）の施行について」（平成29年10月26日社援発1026第2号、国住備第103号

厚生労働省社会・援護局長、国土交通省住宅局長連名通知)において周知しているとおり、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第24号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。)(国土交通省所管)が、平成29年10月25日に施行された。

改正住宅セーフティネット法においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が追加されている。具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者(改正住宅セーフティネット法第51条第1項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置(以下「代理納付等の措置」という。)を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について」(平成29年11月17日社援保発1117第1号、国住備第110号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知)に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の使途以外に費消され、結果として住居を失う可能性もあることから、住宅扶助費を支給しているにもかかわらず家賃等以外に費消し家賃等を滞納している場合には、令和2年4月より、原則、代理納付を適用することとしており、通知を発出予定

であるため、ご了承ください。

4 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について

平成 24 年 12 月から実施している金融機関の本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会を行うことによって、各保護の実施機関の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資するものと考えている。

本店等一括照会は、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成 26 年 9 月 30 日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様式等への変更を行ったところである。

一方で、金融機関からは、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、引き続き徹底されていない事例が散見される状況にあることから、改めて各福祉事務所への周知・徹底について改善方策の検討の求めがあったところである。

また、生命保険会社に対して実施する生活保護法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところであるが、地方における規制改革タスクフォースの中で、関係団体から、実態として統一様式への移行が進んでいない状況であり、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大な非効率が生じていることから、改めて各福祉事務所への周知・徹底について改善方策の検討の求めがあったところである。

金融機関や生命保険会社における資産調査への回答作業においては、地方自治体からの照会様式を OCR で電子的に読み取った上で作業をする会社もあり、その場合は照会様式が統一されていることが前提となるほか、該当項目が記載されている箇所が照会す

る地方自治体の書式ごとに異なることは、業務効率の低下を招き、結果として照会から回答までの期間が延びる要因になる。

このような事情を踏まえ、金融機関への資産調査だけではなく、生命保険会社への資産調査についても、所定の様式を使用していただく必要がある。

一方で、生活保護行政のみならず行政機関から金融機関に対して行う預貯金等の照会については、その多くが書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じているとともに行政機関において行政事務に時間を要する等の課題があることから、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化が検討されている。現行、福祉事務所から金融機関に対して照会を行うにあたり、同意書の写しを添付することとしているが、こうした照会の電子化を見据えて、同意書の写しの添付を省略することとし、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日 社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日 社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日より適用するので御了知願いたい。

また、「生命保険会社等への生活保護法第 29 条に基づく調査について」（平成 31 年 3 月 29 日 厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）において、生命保険会社等への照会にあたっての調査日の指定については、回答する側にも一定の制約があり、必ずしも保護の実施機関が指定した日（保護の開始の申請日等）の状況に係る回答を得られるものではないので、引き続き、現に把握できる情報の範囲において保護の要否及び程度を決定して差し支えないので、その旨ご留意いただきたい。

5 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具

什器費に冷房器具を加えたところである。

このため、管内の実施機関に対して改めて改正内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に改正内容が伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ公布する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることはないよう配慮されたい。

6 高校生のアルバイト収入の申告漏れについて

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会や生活保護制度に関する国と地方の実務者協議において、高校生のアルバイト収入の申告漏れに関しては、本人が収入申告義務をよく理解していない場合や、本人に悪気がない場合があり、子どもの自立への意欲を削がないような対応に見直すべきとの意見があった。

これを踏まえ、平成 30 年 4 月から、不正受給の意思の確認にあたっては世帯主及び世帯員の病状や家庭環境等を考慮することとし、収入申告義務の理解が極めて困難であり、適正に収入申告が行われなかったことがやむを得ない場合には、不正受給ではない生活保護法第 63 条に基づく費用返還として取り扱うことができることとしているので、ご了承ください。

7 預貯金等の資産保有状況の適切な把握

平成 27 年 4 月から、生活保護受給者に少なくとも 12 箇月ごとの資産申告を求め、保

護の実施機関が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう実施要領の改正を行ったところである。この申告により、預貯金等を保有していることが発見された場合には、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取されたい。また、聴取の結果、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には保有を容認して差し支えないが、その際は、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行われたい。一方で、合理的な使用目的がない場合や保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、まず、生活の維持向上の観点から生活保護の趣旨目的に沿った当該預貯金等の計画的な支出について助言指導するとともに、それでもなお改善が認められない場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定を行い、保護の変更や、停止・廃止を行うことを検討する必要がある。

なお、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意されたい。

8 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成30年10月1日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしたところである。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である4月に発生すると考えられることから、クラブ活動費用の事前給付の手続を簡便かつ円滑に行うため、リーフレット例などを参考に、世帯員に小学校から高校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

なお、これに限らず、日頃のケースワークにおいて、被保護世帯の需要発見については、積極的に確認に努めるべきものであるので、必要な保護がされないことがないよう改めて留意願いたい。

9 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成27年7月1日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成27年5月13日社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、世帯によって経過措置の適用期限が異なることから、当該世帯における経過措置の適用状況を十分に把握した上で、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に運用するとともに、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成27年6月11日社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、保護の実施機関におかれては、日頃から公営住宅担当部局や不動産関係団体と連携を図るなどにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援を行える体制を整えるなどの取組をお願いしたい。

なお、敷金等や契約更新料に特別基準が設定されているものについては、地域の実情に適うものになっているか検証を行い、地域の実情にそぐわない状況となっている場合は、見直しを行われたい。

10 依存症対策について

平成 29 年 8 月に、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられ、その中では、生活保護受給者への支援として、「ギャンブル等に過度に生活費をつぎ込み、本人の健康や自立した生活を損なうような生活保護受給者に対しては、生活保護の適正実施という観点だけでなく、ギャンブル等依存症の相談・治療を行う機関へのつなぎという観点からも、適切な助言や支援を行っていく必要がある」とされている。また、ギャンブル等依存症対策については、平成 30 年 7 月にギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援すること、多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をすることを基本理念とした「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成 30 年法律第 74 号）が成立している。

令和元年 8 月に開催した生活保護担当ケースワーカー全国研修会においては、依存症の概要や依存症者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センター等の相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について認識の共有を図ったところであり、各都道府県・指定都市・中核市等において実施する研修においても、管内福祉事務所のケースワーカーに対してギャンブル等依存症に対する基礎知識の普及が図られるよう努められたい。

また、生活保護受給者の行うぱちんこ等に対する福祉事務所の対応状況について調査を実施したところ、平成 28 年度において全国で 3,100 件の助言、指導等が行われていた。ぱちんこ等を行う生活保護受給者に対しては、福祉事務所において、ぱちんこ等で得られた収入も全て収入申告が必要であることを説明することが必要である。加えて、過度にぱちんこ等に生活費をつぎ込み、本人の自立した生活を損なうなど、生活保護の目的に反した保護費の支出を図っている場合には、自立支援プログラムを活用した金銭管理支援や公営競技等において取り組まれている本人申告に基づくアクセス制限制度の利用勧奨などの支援を行うことも検討する必要がある。ギャンブル等依存症が疑われる者に対する支援については、ケースワーカーだけで解決することは困難であるため、前述したように精神保健福祉センターや保健所に繋ぐことで、適切な専門医療機関等での早期の治療につなげることも考えられる。この他にも、ぱちんこ等を過度に行うことが原因で家賃滞納となっている場合には、代理納付を活用し、生活保護受給者の居住の

安定の確保を図るなどの対応も考えられることから、引き続き関係機関等と連携を図りつつ、生活保護受給者の状況に応じた適切な支援の実施をお願いします。

(参考)

全国の精神保健福祉センター一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

11 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、関係機関間の連携強化策の一つとして、生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携を図ることとされた。

具体的には、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、

- ① 生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
- ② 児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口へ連絡すること

といった連携を図ることとされているので、適切に対応願いたい。

12 令和元年度の地方からの提案等に関する対応方針について

令和元年12月23日に「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところであり、生活保護関係で主なものは以下の4点である。

- ① 生活保護法による指定介護機関として指定を受けたものとみなされた介護機関については、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する。
- ② 費用返還義務（63条）、費用等の徴収（78条）等に基づき生じる収納の事務については、私人（コンビニ）に委託することを可能とする。
- ③ 学校給食をはじめとする教育扶助（13条）については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体等に対して支払うことを可能とする。
- ④ ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。

- ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。
- ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

①～③については、それぞれの対応方針を踏まえて、生活保護法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第10次地方分権一括法案）を今国会に提出する他、4点目についても、対応方針を踏まえた対応を行う予定であるので、御了知願いたい。

13 日本年金機構との情報連携について

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携については、令和元年10月30日より本格運用が開始され、本格運用開始日に関して各都道府県・指定都市・中核市生活保護担当課に事務連絡を発出し、周知を行ったところであるので、引き続き適切な対応をお願いしたい。

第2 就労・自立支援の充実について

1 就労支援事業の実施について

(1) 就労支援のあり方について

就労支援については、昨年度実施した「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」において、現在の就労支援事業は一定の効果を上げている一方で、就労に向けて課題がある者については、就労支援事業の対象とされていない場合や、課題等に応じた適正な支援が行われていない場合等があるとの問題意識のもと、

- ・アセスメントの強化による個々人の課題や本人の意向の十分な把握
- ・本人の課題や意向に応じ、「一般就労」のみではなく、「多様な働き方」に向けた支援の実施

などについて言及されたところである。

就労支援の実施にあつては、引き続き、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業の十分な活用に加え、就労に向けた課題がある者等に対しても、それぞれ抱える課題や本人の意向の把握等を丁寧に行うとともに、就労準備支援事業の取組の推進等により、その者の状態に応じた就労支援が行われるよう、効果的な事業の実施に向けて取り組まれない。

なお、このうち、個々人の課題や本人の意向を十分に把握するためのアセスメント強化については、今年度の社会福祉推進事業において、就労支援時に活用するためのアセスメントツールを作成しており、完成次第送付させていただく予定である。

【アセスメントツールの概要】

就労支援対象者の意思を十分に把握し、本人の可能性を発見できるように、以下の4部構成によるアセスメントシートを作成中。

- ①基本的な情報（ケースワークで得た基本的情報）
- ②本人の意思（目指す暮らし、求める支援など）
- ③就労に必要な情報（就労準備状況や能力確認）
- ④アセスメント結果

（実施主体：一般社団法人協同総合研究所）

また、これまで高齢者や障害者、就労に向けて課題のある者など、一律的に就労支

援の対象外とされてきた者についても、心身の状況や本人の意向を十分に踏まえつつ、多様な働き方を通じて、本人の生きがい等につながるにより生活を豊かにする観点を踏まえた支援について実施していただきたい。

(2) 就労支援における KPI の設定について

被保護者の就労支援については、これまで、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者に対する「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいただいているが、これらの就労支援の実施状況については、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議）において、次のとおり、実施目標とする KPI（改革の進捗管理や測定に必要な指標）が定められている。

【生活保護の就労支援に関する KPI】

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を 2021 年度までに 65%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2021 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2021 年度までに 45%とする

※ このほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれている。

2018 年度までの実績では、KPI を大きく下回っている。特に就労支援事業等の参加率が低調となっていたことから、各自治体におかれては、就労支援を必要とする者に対しては、就労中であっても稼働能力を十分に活用していない者や、自主的な求職活動を行っているが内容等が十分ではない者も含め、事業の趣旨等を説明した上で就労支援を実施されたい。

なお、事業参加に対して消極的な者については、その要因や背景についても把握に努めるとともに、必要に応じて、本人の不安の解消や意欲の向上を図るため認定就労訓練事業や被保護者就労準備支援事業の活用など、本人の状況に応じた段階的

な支援の実施も検討されたい。

【参考 1】 従来（2018 年度まで）の被保護者の就労支援に関する KPI

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

【参考 2】 生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率
2018 年度 就労支援促進計画の実績値平均 34.4%（確定値）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
2018 年度 就労支援促進計画の実績値平均 43.6%（確定値）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）
2016 年度 36.6%

（3） 就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証するために各自治体において策定いただいているところであり、KPI の算定資料にもなっている。先に述べた KPI のうち事業参加率について、従来の算定方法では、事業参加率を算出する分母である事業対象者に、就労支援事業に参加する余地のない者（稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者）が含まれていたが、新たな算定方法では、これらの者を分母から除くこととしている。このため、「就労支援促進計画の策定について」（平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 22 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の事業対象者の定義について改正することとしているので、ご留意願いたい。

また、平成 30 年 10 月に公表された財務省が実施した予算執行調査（生活困窮者等に対する就労支援）でも言及されているとおり、一部の自治体では事業参加率の実績が 100%となっており、事業対象者の選定が自治体によって恣意的に行われている可

能性がある。事業対象者については、保護の実施機関において就労支援が必要と判断する被保護者であり、現に就労している被保護者も更なる増収が見込まれる場合は対象者に含むことから、今後報告する際は、事業対象者の選定が適切に行われているか確認をしていただきたい。

なお、平成 30 年度から「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修・啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引上げを行ったところであり、令和 2 年度についても引き続き実施することとしているので、御了知願いたい。

（4）生活保護受給者等就労自立促進事業について

ハローワークは、全国各地に 544 カ所設置され、雇用について求人・求職のマッチングなど労働者や事業所に対してさまざまな支援を行っている。一般職業紹介状況を見ると、令和元年度 12 月までの新規求人数は 800 万人を超える規模を扱っている。

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、福祉事務所等におけるハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、常設窓口については、平成 31 年 4 月 1 日現在 209 箇所設置されている。

地方自治体におかれては、こうした支援体制による連携効果を十分に発揮し、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」等で設定した目標が達成されるよう、窓口を有効活用していただき、支援候補者の選定を始めとしたハローワークへの協力をお願いしたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、引き続き、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- ①日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
- ②協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有

③支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施

など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

さらに、平成30年度には「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体と公共職業安定所等との連携強化について」（平成30年9月28日職発0928第3号、開発0928第128号厚生労働省職業安定局長、人材開発統括官連名通知（「生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所とのさらなる連携強化について」平成30年10月1日社援地発1001第7号別添資料1））を発出し、さらなる連携について労働局・ハローワークに指示しているので、内容を御確認いただき、連携強化の提案等があった際には、意欲的に御対応いただくようお願いする。

生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するための「就労準備状況のチェックリスト」についても、ハローワークとの認識共有に効果的なツールとして、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

また、支援対象者の就職後については、ハローワークにおいても事業所訪問等、必要な定着指導を行うこととしている。ハローワークは、就労支援を実施する過程で、今年度より新たに作成した「生活保護受給者等の就労継続のためのチェックシート」を積極的に活用し、課題等も把握しているところであり、また、事業主に対しても直接的な調整を行うことができることから、就職者の定着を進める上では、ハローワークとの連携も有効である。そのため、就労支援のみならず定着支援についても、どのような連携を行うのかなど話し合っていたいただき、ハローワークとの連携を進めていただきたい。

なお、生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対しては助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））が支給される場所である。今年度からは、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者のみならず、被保護者就労支援事業、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業における就労支援の支援対象者も、この助成金の支給対象者となるよう変更された場所である。ただし、支援期間が3カ月以下の者、被保護者就労準備支援事業、生活困窮者就労準備支援事業のみにより支援

を受けている者は、支給対象とならないので留意すること（被保護者就労支援事業又は自立相談支援事業と併用されている場合には、支給対象となる）。

【参考：特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース） 支給金額】

対象者	企業規模	中小企業	大企業
短時間労働者以外の者		30万円×2（※）	25万円×2
短時間労働者		20万円×2	15万円×2

（※）対象期間は1年。6カ月ごとに2回支給

（5）被保護者就労支援事業について

本事業においては、福祉事務所に配置された就労支援員等による相談・助言、個別の求人開拓や定着支援等の実施のほか、稼働能力や適性職種等を検討する稼働能力判定会議等の開催、ハローワークや社会福祉法人等による就労支援連携体制の構築をしていただくこととしている。

就労経験が少ないなど様々な要因により就労につながりにくい状況にある者に対しては、関係機関との協力・連携体制の構築を通じて新たな就労の場の開拓の取組の推進をお願いしたい。また、一部の自治体では就職後の定着に向けた支援が十分にできていないところであるが、就職に結び着いた場合でも、短期間で離職してしまう者も多くいることから、その重要性を理解した上で就労支援員による支援を行っていただきたい。

本事業は必須事業であり、就労支援員を配置していない、あるいは就労支援員が「その他の世帯」120世帯に対して1名となっていない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。特に、小規模な自治体において専従の就労支援員を配置することが難しい場合、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談支援員（就労支援員）との兼務も可能であることから、効果的・効率的な実施のために、両制度の一体的実施について検討されたい。

なお、既に配置の目安を満たしている自治体についても、就労支援員に対する研修の充実やその受講推奨、就労支援の入り口段階（事業開始前に実施するアセスメント

等) から対象者に携わる等、更なる積極的な活用に取り組んでいただきたい。

(6) 被保護者就労準備支援事業について

被保護者就労準備支援事業は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善に向けた支援を行う事業として、平成 27 年 4 月に創設したものである。

本事業は、就労までに一定の準備が必要な生活保護受給者の支援として、重要な役割を担うものであるが、平成 30 年度において実施している地方自治体は約 30%程度にとどまっている。その要因としては小規模な地方自治体では対象者が少ない、就労体験等に活用できる社会資源が限られる、自治体の事業の実施に向けたノウハウがない等が指摘されていることから、生活困窮者自立支援制度の実施機関や地域の社会福祉法人、NPO 法人などとも連携を図り、地域資源を有効に活用することや、複数の自治体による事業の広域実施などにより、積極的な事業の実施をお願いしたい。

特に、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業との一体実施については、両制度がめざすべき理念は共通するものであり、支援に当たっての目的やその対応方法など共通すべき事柄は多い点や、困窮者法第 7 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣が公表する指針「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」(平成 30 年厚生労働省告示第 343 号)でも推進することとしていることから、より積極的に努めていただきたい。

なお、平成 29 年度に実施された「就労に向け準備が必要な生活保護受給者への効果的な支援のあり方に関する調査研究」において、各自治体における支援内容等の集計や分析、支援の参考事例(多様な支援メニュー、対象者を事業参加へと導くための工夫等)をまとめた報告書が公表されているため、各自治体におかれては参照されたい。

【報告書掲載先】

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/h29shakaihukushi.html>

(実施主体：有限責任監査法人トーマツ)

(7) 就労自立給付金について

就労自立給付金については、平成 30 年 10 月 1 日から、より効果的・効率的なイン

センチブとなるよう、以下のとおり見直しを行っているところである。

【見直し内容】

- ・ 仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2万円、複数世帯：3万円）
- ・ 積立率を一律10%とする

この改正により、就労や増収によって保護が廃止となった者が申請すれば一定額以上を原則受給できることとなっている。各自治体においては生活保護受給者に対して、就労自立に向けた意欲の向上を図るため、事前に給付金の周知に努めるとともに、就労や増収により保護を必要としなくなる場合は、給付金の申請等について助言や手続きの支援を行うなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援していただきたい。

また、先般お知らせしているとおり、一部自治体において給付金の支給額の計算方法が誤っている事例が把握されたところである。過誤支給の事例があった自治体においては、「就労自立給付金の過誤支給への対応について」（令和2年1月21日厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）を参考に適切に対応いただきたい。

2 生活保護世帯の子どもに対する進学等の支援について

(1) 進学準備給付金について

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」は、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）の「子どもの貧困に関する指標」として設定されているが、平成30年4月時点で36.0%であり、全世帯の72.9%と比較して低い状況である。

大学等への進学支援については、これまでの高校生のアルバイト収入等の収入認定除外のほか、大学等に進学した場合の新生活立ち上げ費用として「進学準備給付金」の支給、出身世帯から通学する場合に住宅扶助費を減額しない措置を講じているところである。

については、各実施機関においては、大学等への入学を希望している者について事前に把握するとともに、対象となる世帯に対して進学準備給付金制度等の周知や申請手続に関する支援を行い、これらの進学支援が確実に適用されるようにされたい。

【参考】

○平成30年春大学等に進学した者の進学準備給付金申請状況（令和元年8月末時点）

- ・ 支給対象見込者 4,654人

- ・申請者 4,432 人 (95.2%)

○平成 31 年春大学等に進学した者の進学準備給付金申請状況 (令和元年 8 月末時点)

- ・支給対象見込者 4,609 人
- ・申請者 4,427 人 (96.1%)

(2) 高等教育の修学支援新制度の施行について

昨年、「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第 8 号)が成立し、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。この法律の施行により、低所得世帯の学生等であっても社会で自立し活躍することができるよう、修学のための経済的負担の軽減を図るため、生活保護世帯の子どもを含む真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給の措置が行われることとなる。

これらの制度を活用することにより、生活保護世帯の子どもについても進学に伴う経済的な負担が大きく軽減され、大学等への進学の可能性が広がることとなるため、高校生の子どものいる世帯等に対して、制度の情報提供等に努められたい。

なお、社会的養護を必要とする者(児童養護施設等の入所者等)や生活保護世帯出身者の場合は、給付型奨学金の支給金額が、通常住民税非課税世帯の者より上乗せする措置が講じられているので、了知の上、制度の情報提供の際にあわせて案内等を行われたい。

【参考：給付型奨学金(自宅通学)の給付月額】

	社会的養護を必要とする者 生活保護世帯出身者	(参考) 住民税非課税世帯の者
大学・短大・専門学校(国公立)	33,300 円	29,200 円
(私立)	42,500 円	38,300 円
高等専門学校(国公立)	25,800 円	17,500 円
(私立)	35,000 円	26,700 円

また、令和 3 年度に大学等へ進学を予定している者に対する予約採用については、申し込み時期が 4 月以降と、昨年より早くなるのでご注意願いたい。また、令和 2 年度に大学等へ進学する者及び令和元年度時点で既に大学等に在学している者で、予約採用や

在学予約採用の申し込みができなかった場合であっても、令和2年4月の進学又は進級後に申込を行うことも可能（在学採用）となっているので、対象となる世帯の子には、学校への相談など必要な助言等も行われたい。

※ 詳細の申し込みスケジュール等は文部科学省及び日本学生支援機構のホームページで公表予定

(3) 高校生等の進路に対する支援について

高校生等の卒業後の進路選択に際しては、高校入学直後などの早い時期から、検討や準備を行うことが重要である。実施機関においても、高校生等からの相談に応じたり、活用できる制度の説明を行うなど、丁寧な支援をお願いしたい。

【参考】生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究（平成30年6月25日公表）

○ 大学等への進学を具体的に考え始めた時期

- ・高校1年生まで：36.5% ・高校2年生：23.2% ・高校3年生34.3%
- ・その他、覚えていない等：6.0%

特に、生活保護世帯の高校生等が大学等への進学を希望する場合は、世帯分離という仕組みの活用等を通じて大学等への進学も可能であることを伝えた上で、①アルバイト収入等の収入認定除外の取扱い、②進学準備給付金、③修学支援新制度（授業料等免除・給付型奨学金）、その他活用が考えられる各種奨学金等の情報などについて、保護者だけでなく高校生等本人にも説明していただくとともに、その適切な運用に万全を期されたい。

なお、生活保護世帯を対象とした家計改善支援の事業の中で、高校卒業予定の者等に対する大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内等を行う事業も補助対象としているので、当該事業等の積極的な活用も図られたい。

また、就職を希望する場合は、アルバイト収入を就職活動に要する費用に充てる場合の収入認定除外の取扱いや、就職が決まった場合の、就職支度費、自動車運転免許を取得するための技能習得費、就職地に赴くための移送費等を、就職の状況に応じて適切に支給されたい。

厚生労働省においては、各実施機関が本人や保護者等に対して周知を図る際に活用いただけるよう、進路選択に当たって必要な情報や支援策等をまとめた冊子を作成し、昨

年8月に電子データで送付したところである。各自治体独自の取組も追記できるようになっているため、積極的に活用いただきたい。

(4) 子どもの学習・生活支援事業の活用について

生活保護世帯の子どもへの学習支援や生活習慣の改善に向けた支援については、「子どもの学習・生活支援事業」として生活困窮者自立支援制度の事業と一体的に実施しているところである。本事業は、学習に関する支援のほか、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も補助対象としている。家庭や学校以外の居場所や相談先を確保する観点からも重要な支援であることから、生活困窮者自立支援制度担当とも連携し、事業の実施拡大や支援が必要な世帯に対する参加の呼びかけなど、実施していただきたい。

【参考】生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究（平成31年3月公表）

- 学校の授業がよく分かっている
 - ・小学生：69.1%（95.0%）
 - ・中学生：55.7%（89.4%）
- 先生との関係がうまくいっている
 - ・小学生：80.9%（93.5%）
 - ・中学生：77.1%（91.4%）

※括弧書きは内閣府「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査」（平成26年7月）

3 生活保護世帯に対する家計改善支援について

家計の改善支援については、家計の見える化等により、その背景にある様々な課題の認識につながることから、家計管理能力の向上のみにとどまらず、日常生活の改善や就労への意欲の喚起など、世帯の課題の解消・自立助長に効果的であると考えられる。

生活保護受給世帯に対する家計改善支援の事業については、平成31年4月から、事業の対象世帯を、保護廃止が見込まれる世帯等から、家計に関する課題を抱える世帯に拡大したところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度による家計改善支援事業と一体的に実施するほか、家計の改善支援を行う中で、就労による収入増を目指す場合には就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的・効率的な支援の実施についてお願いする。

なお、平成30年度に実施された「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事

例の支援方法の開発に関する調査研究」では、生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会報告書として、支援の参考事例やその実施効果をまとめた報告書が公表されているため、各自治体におかれては参照されたい。

【報告書掲載先】

https://www.greencoop.or.jp/gcwp/wp-content/uploads/2019/07/Njigyoun_houkokusyo_zenpen.pdf

(実施主体：グリーンコープ生活協同組合連合会)

4 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

困窮者法に基づく自立相談支援事業の相談者について、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて困窮者法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

この点については、平成30年6月の法改正においても、相互に対象者への情報提供等の措置を講じる旨の規定を盛り込み、あわせて「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成27年3月27日社援保発0327第1号・社援地発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）を改正したところである。

については、改正された同通知に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いする。

また、生活保護制度又は生活困窮者自立支援制度において、就労支援や家計改善支援などの支援を受けていた者については、保護脱却後又は保護受給後も引き続き支援を受けることが望ましいことから、それぞれの支援担当者の紹介や支援状況などの情報共有などの連携強化を図るほか、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

第3 無料低額宿泊所の見直し及び日常生活支援住居施設の創設について

1 無料低額宿泊所の見直しについて

(1) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の施行について

平成30年6月に改正された社会福祉法及び生活保護法により、いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、無料低額宿泊所について事前届出制の導入、改善命令の創設及び最低基準の制定などの規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みを創設したところである。

これらの見直しのうち、無料低額宿泊所の最低基準については、昨年8月に公布した「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第34号)(以下、「基準省令」という。)を基にして、各都道府県・指定都市・中核市において条例で基準を定めていただくこととなっている。

各自治体におかれては、それぞれ条例の制定等を行っていただいているところであるが、条例の施行に際して、適宜、現在、無料低額宿泊所等を運営している事業者への説明等を行っていただくなど、円滑な制度の施行について、引き続きご尽力いただきたい。

なお、各自治体の条例の策定状況等については、別途、報告をお願いすることとしているので、策定済みの条例の送付などについてご協力をいただくようお願いする。

(2) 無料低額宿泊所の届出の推進

ア 改正法に基づく届出の実施

社会福祉法の改正に伴い、現行、無料低額宿泊所として届出を行って事業を実施している事業者についても、改めて改正法に基づく届出を行っていただく必要がある。法施行前に無料低額宿泊所を運営していた事業者については、法施行後1月以内に届出を行えば、令和2年4月に届出があったとみなす旨の経過措置が設けられているところであるので、上記の条例の内容等について周知を図るとともに、あわせて届出書類の提出について指導等を行われたい。

イ 無届け施設に対する届出勧奨

これまで無料低額宿泊所の事業の範囲について必ずしも明確になっていなかったこともあり、無料低額宿泊所と同様の事業を行っていても無届けのまま事業を実施している事

業者も存在していたところである。事業の適切な実施を図る上では、無料低額宿泊所として届出を行わせ、基準に基づいた事業運営を求めることが必要であることから、基準省令においてその事業範囲を規定したところである。

事業の範囲については、一般の賃貸住宅とは区分を図る一方で、入居者に対する適切な処遇を確保する観点から、次のいずれかの事項を満たす場合は、無料低額宿泊所にあたるものとしており、当該事業の範囲に該当する事業を実施している場合には、届出を行う義務が生じることとなる。

- ①入居の対象者を生計困難者に限定している場合(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)
- ②入居者のうち概ね 50%以上が被保護者であり、居室の利用に関する契約が賃貸借契約以外の契約である場合
- ③入居者のうち概ね 50%以上が被保護者であり、利用料(居室利用料及び共益費を除く)を受領してサービスを提供している場合

各自治体におかれては、福祉事務所からの連絡等により届出が必要な事業を実施している事業者を把握した場合には、無料低額宿泊所としての届出を行うよう届出の勧奨を行われたい。

なお、上記の事業の範囲に該当する事業を運営していても、他法による規制に属する事業を行っている場合は、無料低額宿泊所には該当しないこととしているため、例えば、実施している事業が有料老人ホームとしての届出を行うべき事業である場合には、高齢者福祉担当部署とも連携を図りつつ、有料老人ホームとしての届出を行うように指導等を行われたい。

ウ 届出に関する留意事項

無料低額宿泊所については、事業開始にあたって「届出」を行うこととなっているが、この届出については、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであり、基本的に事業開始の届出があった場合についてこれを拒否する裁量は行政側にはないものである。

届出書類自体に不足があるなど形式的な不備がある場合や、そもそも無料低額宿泊所に該当しない事業者からの届出については、届出書類等を返却した上で、再提出を求め

たり、適切な届出先を紹介したりすることとなるが、施設の設備等について基準に適合しないなど事業内容に不備等がある場合には、届出としては受理した上で、必要な指導や改善命令を行うこととされたい。

後述するとおり、届出を行っていない無料低額宿泊所についても社会福祉法第70条に基づく調査等の実施は可能であり、届出の有無に関わらず不適正な運営を行っている施設については指導の必要性があるところ、当該指導等を迅速かつ効果的に行うためにも上記の届出の受理についてはご留意いただきたい。

なお、事前に届出が行われた時点で、基準に適合しない部分が確認された場合については、事業開始前であっても、その改善について指導し、改善命令を行うことが可能である。

(3) 無料低額宿泊所への指導について

無料低額宿泊所については、今般、最低基準を制定し、当該基準に違反している場合には、改善命令が行えるようにしたところである。そのため、事業の適正な運営を確保する観点から、各自治体におかれては、無料低額宿泊所に対する指導を適切に実施されたい。

なお、具体的な指導実施にあたっての指針等については、別途通知する予定としているが、一般的な指導の流れや考え方については、以下のとおりであるので、了知されたい。

ア 社会福祉法第70条に基づく調査

無料低額宿泊所の事業内容に関する調査及び検査については、社会福祉法第70条に基づき実施するものである。この検査については、定期的に行うもののほか、福祉事務所からの連絡等により、基準に適合しない運営が行われていることが疑われる場合等には、適宜行う必要がある。

なお、社会福祉法第70条に基づく調査については、無料低額宿泊事業に該当する事業を行っている場合、届出の有無に係わらず実施が可能なものである。

イ 行政指導及び改善命令

上記の調査等の結果、基準に適合しない運営等が認められた場合には、その内容に応じて改善について指導することとなる。また、指導した事項については改善について報告を求めることとし、正当な理由無く指導に従って改善が図られない場合には、社会福祉法第71条に基づく改善命令を行うこととなる。

ウ 事業の制限又は停止命令

改善命令に従わない場合においては、社会福祉法第 72 条に基づいて社会福祉事業の経営の制限又は停止を命ずることとなる。そのほか、届出事項に変更があった場合に変更を届け出ない場合、虚偽の報告、調査又は検査の拒否や妨害があった場合及び不正に営利を図り、利用者の処遇について不当な行為があった場合には、制限停止命令を行うものである。

不正な営利又は不当な行為に該当する行為の例としては、次のような行為が考えられる。

- ①契約に基づかない曖昧な名目での料金の受領
- ②強制的な契約の締結、不実の告知など不当な契約の締結
- ③契約に基づかない又は強制的な契約による金銭管理
- ④入居者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある行為

なお、届出を行わず無料低額宿泊所を運営している場合にも、不正な利益・不当な行為が確認された場合には、事業の制限停止命令を行うことが可能である。なお、事業の制限停止命令を行う際には、現に入居する者の転居支援を併せて行い、住居の確保に支障がないように配慮する必要がある。

エ 罰則

当該制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合には、社会福祉法第 131 条の規定により6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等に該当するものである。

(4)いわゆる「簡易個室」等の取扱いについて

基準省令においては、無料低額宿泊所の居室について、床面積の基準のほか、原則として個室であること、間仕切り壁は硬質で天井まで達していること等の規定を設けている。

また、これらの基準については基準省令の附則において経過措置を設けており、面積基準を満たさない居室については改善計画を策定すること等を条件として当分の間、個室以外の居室や間仕切り壁が天井まで達していない、いわゆる「簡易個室」については、施行後3年間(令和5年3月末)まで、無料低額宿泊所の居室として利用できることとしている。

このうち、面積基準を満たさない居室については、各施設と都道府県が協議の上で改善に

向けた計画を策定することや、計画に基づいて段階的に改善を図ることを求めていることから、各都道府県におかれては、それぞれの地域や施設の状況を踏まえて、改善計画の策定及び計画に基づいた改善の取組について、該当する施設との協議や指導等を適切に行われたい。なお、改善計画が策定されない場合や、計画に沿って改善が図られない場合は、附則の条件に違反することとなり、行政指導や改善命令の対象になるものである。

多人数居室や簡易個室については、現に入居している者の退居等に一定の時間を有することから、3年間の経過措置を設けているものである。経過措置終了時には解消が図られるよう、各福祉事務所には、現に入居している者の退居支援や、新規利用に際しては個室の施設を優先して紹介する等の取扱いをお願いする。

(5) 無料低額宿泊所の利用者への居宅移行支援について

無料低額宿泊所については、これまで、現に住居がない生計困難者に一時的な居住の場を提供するものとして位置づけられてきたところであり、基準省令においても「基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、(略)入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握し、「独立して日常生活を営むことができると認められる者について(略)円滑な退居のために必要な援助を行う」旨を規定しているところである。

あわせて、独立して生活を営めるか判断がされないまま長期間の利用を防止する観点から、無料低額宿泊所の契約期間を1年以内に限定し、契約期間の終了前には、契約の更新について入居者の意向を確認するとともに、継続利用の必要性があるか関係機関で協議を行うこととしている。

上記の取扱いを踏まえ、各福祉事務所においては、無料低額宿泊所に入居する生活保護受給者について、居宅生活への移行が円滑に進むよう居住先の確保などの支援について積極的に実施されたい。

なお、令和2年度予算案においては、無料低額宿泊所からの居宅移行支援が適切に実施されるため、①居宅移行に向けた相談支援(転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言)や、②居宅生活移行後の地域生活定着支援(安定した居宅生活の継続に向けた巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等)などを行う「居宅生活移行総合支援事業」の実施に必要な費用を計上しているところである。特に無料低額宿泊所を利用している生活保護受給者が多い福祉事務所においては、当該事業の活用も含め、居